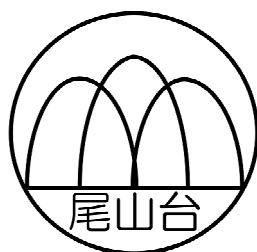


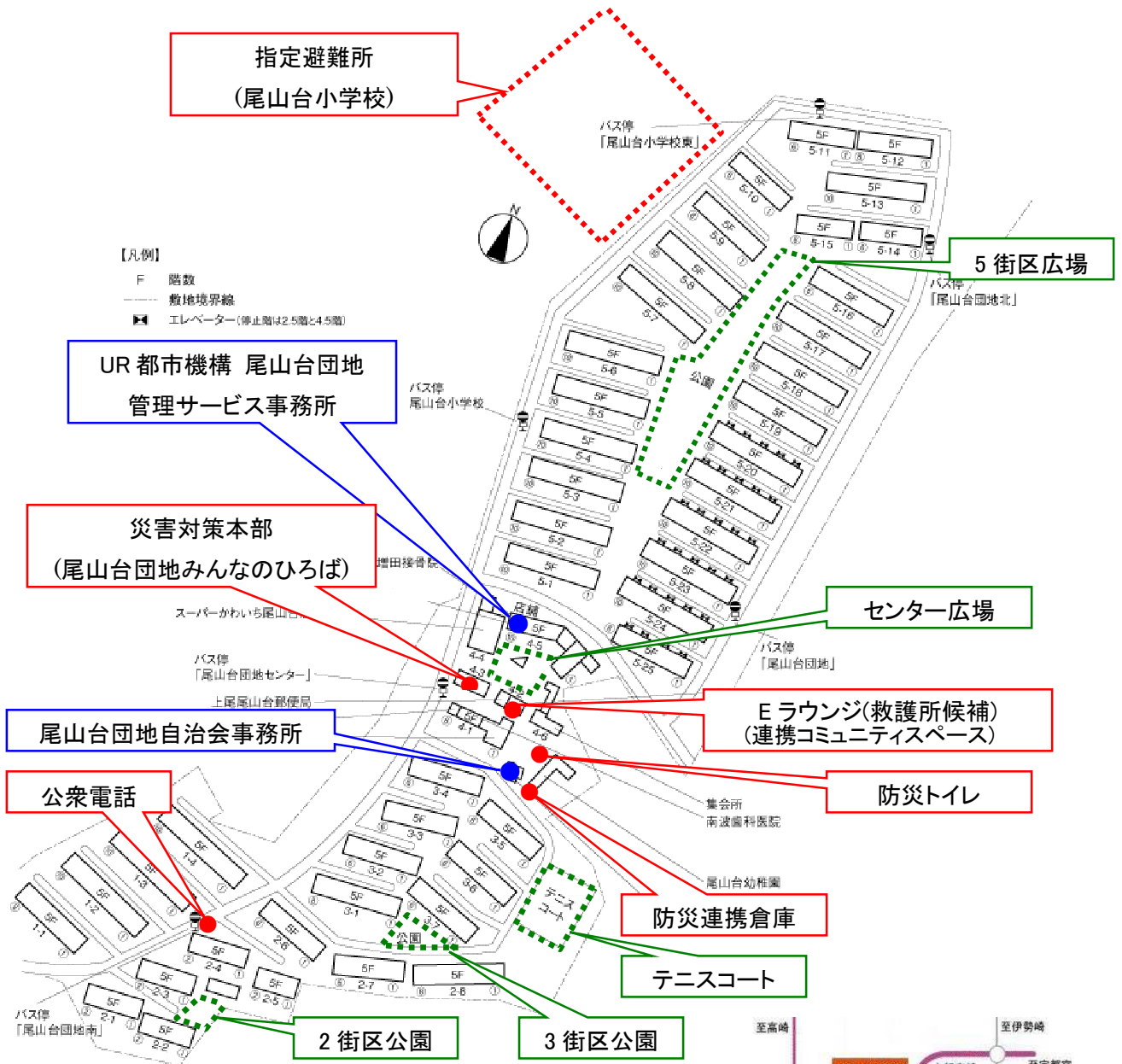
# 尾山台団地 防災マニュアル



第1版  
2020(令和2)年1月  
尾山台団地 自主防災会

# 尾山台団地 防災マップ

2020年1月 尾山台団地 自主防災会



※住戸番号は①～⑩の順にふられています。  
 ※この配置図は、工事の関係上一部変更することがあります。  
 また、配置図に記載されていない微細な工作物や高低差(階段・擁壁・法面)等もごさいます。

**住所** : 埼玉県上尾市瓦葺 2716  
**戸数** : 1,759 戸  
**入居開始** : 1967(昭和 42)年 2 月  
**敷地面積** : 169,516m<sup>2</sup> (51,278 坪)

**地図出典**  
 UR 都市機構 Web サイト掲載内容  
 (UR 賃貸住宅 TOP > 関東エリア > 埼玉県 > 上尾市 > 尾山台)  
[https://www.ur-net.go.jp/chintai/kanto/saitama/50\\_1100.html](https://www.ur-net.go.jp/chintai/kanto/saitama/50_1100.html)  
 ※路線図は上記を元に自主防災会で編集したもの



# 目次

1. 目的	2
2. 適用範囲	2
3. 想定される災害	2
4. 災害発生時の対応	2
4.1 発災時の各住民の行動	2
4.1.1 発災後の行動	
4.1.2 在宅避難での注意	
4.1.3 災害対策本部・団地内避難所について	
4.1.4 階段委員さんの役割について	
4.2 災害対策本部の活動	13
4.2.1 災害対策本部・避難所の設置基準	
4.2.2 災害対策本部・避難所の組織体制	
4.2.3 災害対策本部の活動	
5. 平時の取り組み	24
5.1 各住戸の事前の取り組み(自助)	24
5.2 団地全体の事前の取り組み(共助)	29
5.2.1 自主防災会組織の維持	
5.2.2 防災活動とコミュニティづくり	
5.2.3 住民および災害時要支援者の把握	
5.2.4 団地内施設・設備の整備・点検	
書式	33
参考文献	33
改定履歴	33
連絡先	34

## 1.目的

本マニュアルは、尾山台団地 地区防災計画に基づき、主に地震などの災害発生時に私達住民を守ることができるよう、各種実施事項ならびに手順をまとめたものです。併せて、平時からの防災体制の構築・維持についても記しています。

## 2.適用範囲

本マニュアルは、尾山台団地における災害発生時ならびに平時の防災体制維持に適用します。

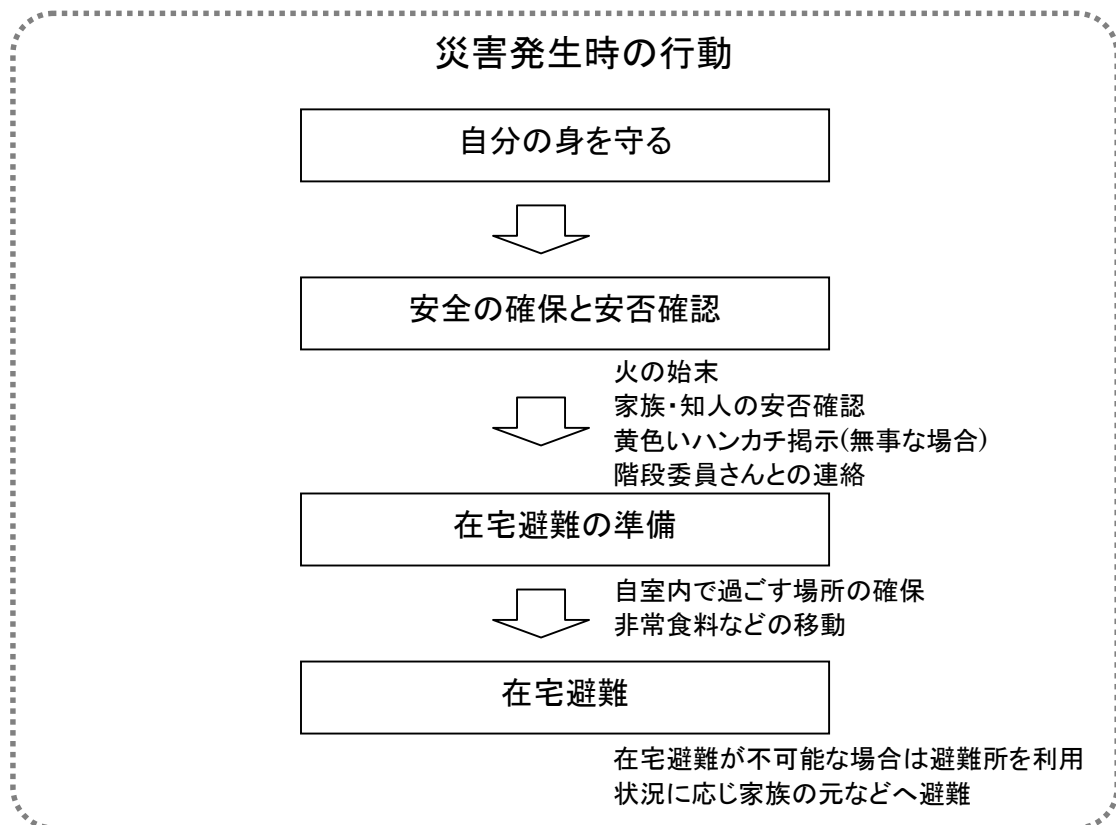
## 3. 想定される災害

当団地では、団地の特性ならびに地理的特性から、地震を主な脅威としています。

## 4. 災害発生時の対応

### 4.1 発災時の各住民の行動

大地震などの災害が発生した際は、まず、自分の身の安全の確保を行い、その後家族の安否確認、住戸の安全確認の順に行動します。  
あわてず落ち着いて行動することが大切です。



## 4.1.1 発災後の行動

### (1) 発災時……まずは自分の身を守る

#### ① 部屋にいる場合

- ・家具類の転倒や物の落下から身を守るために、テーブルの下などに入り、揺れが収まるのを待ちます。
- ・居間などでテーブルなどがない場合は、座布団などで頭をおおいます。
- ・就寝中やこたつ使用時は、ふとんの中に入ります。  
枕や座布団がある場合は、それらで頭を保護してください。
- ・背の高い棚、窓ガラスの近くにいる時は、それらから離れます。

#### ② 台所にいる場合

- ・キッチンから素早く逃げます。
- ・揺れが弱い場合は、すぐに火を消します。  
揺れが激しい場合は、無理に消そうとせず、揺れが収まってから消してください。

☆震度5相当以上の地震の際には、自動的にガスが遮断され消火されます。  
揺れているときの危険は、火そのものではなく鍋の中の熱湯や油です。

☆火災予防のため、ご家庭に消火器を用意しておきましょう。

#### ③ トイレ・風呂にいる場合

- ・トイレや風呂は、比較的安全な場所ですが、閉じ込められる可能性があります。  
まずドアを開き、逃げられるようにした上で、揺れが収まるまでその場で待機してください。
- ・団地の風呂場のドアは、風呂の内側に向かって開きます。ご自身に何か起きた時、風呂の外側から開けることができなくなるため、ドアを閉めた状態でドアの側で待機するのは避けてください。

#### ④ ベランダ・階段室にいる場合

- ・ベランダや階段室に出ているときに揺れた場合には、手すりを掴み、しゃがんで、揺れが一段落するまでその場で待機します。
- ・動ける場合は、履物を履いたまま、室内に戻ってください。

☆ベランダの手すり部分に、鉢植えなどのものを置かないでください。

#### ⑤ エレベーター内の場合

- ・まずは全ての階のボタンを押し、止まったところで降りてください。
- ・揺れが収まって、安全が確認されるまでの間は絶対に乗らないでください。
- ・閉じ込められた場合は、無理に脱出しようとせず、「非常ボタン」を押して救助を待ちます。

☆エレベーターは、災害対策本部設置後の確認対象に含まれています。  
仮にURなどからの救援が遅れる場合でも、救出しますのであせらずお待ちください。

## ⑥ 建物の周囲にいる場合

- ・建物やベランダから何かが落下する可能性がありますので、建物から離れます。階段近くにいる場合は、階段の下に入った方が安全です。
- ・駐輪場にいる場合は、自転車が倒れてきますので、自転車から離れてください。

☆大震災時は、壁や倒れてくるものから離れてください。

## (2) 発災直後……安全の確保と安否確認

揺れが収まった際には、まず火事を防ぐと共に、家族など大事な方への連絡を取るようになります。

### ① 火の始末

- ・料理中などでガスを使用時は、揺れが落ち着いてから火を消します。

☆震度5相当以上の地震の際には自動でガスが遮断されるので火が消えますが、必ずツマミを操作し、コンロを消火の状態にしてください。  
復旧時のガス漏れによる火災を防ぐためです。

### ② 暖房を消す

- ・暖房器具(石油ストーブ、ファンヒーター、電気ストーブなど)を使用の場合も火を消してください。
- ・部屋の中が寒い場合でも、揺れが収まった後しばらくは使用せず、携帯カイロなどを使用してください。
- ・通電火災を防ぐため、電気製品の電源を切り、コンセントからプラグを抜き、ブレーカーを落とします。ブレーカーは玄関あるいは玄関の外に有ります。

☆火災が発生した場合は、小さな火でもすぐに消火してください。  
「火事だ!」と大声で知らせ、落ち着いて消火してください。

☆火災発生から壁などに燃え移るまでに2分程度かかります。  
初期であれば、適切な消火活動により消すことができますが、火が天井まで達したら初期消火は不可能と判断し、自宅から避難してください。

### ③ 避難路の確保

- ・玄関ドアを開けます。
- ・玄関ドアが開かない場合は、北側の窓ガラスならびにベランダの窓ガラスが開くかを確認してください。
- ・どれも開かない場合は、お隣の方などの物音が聞こえる時を狙い、大声で救助を求めてください。

☆階段委員さんなどに巡回をお願いしていますので、必ず誰かが確認しに来ます。  
安心してお待ちください。

## ④ 応急手当

・ケガなどをされた場合は、ご自身で治療できる場合はご自身で行ってください。

☆ご自身での処置が難しい場合は、階段委員さんなどが安否確認の際に、  
大声で知らせてください。

救急車を呼ぶことができる場合は呼びますが、災害時には救急車が到着しないことが想定されますので、早めにお隣の方または階段委員さんに助けを求めてください。

## ⑤ 家族などとの安否確認

## a) 災害用伝言ダイヤル「171」などの使用

- ・発災後は電話その他での連絡がとりづらくなります。
- ・電話で連絡を行う場合は、災害用伝言ダイヤル「171」をダイヤルし、電話口の指示に従い、自分の無事を伝えます。

災害用伝言ダイヤル「171」の操作方法	
自分の安否を伝える	「 <b>1</b> <b>7</b> <b>1</b> 」の後、音声ガイドに従い、 <b>1</b> →自宅電話番号を入れ、30秒以内で伝言を入れます。
家族・知人の安否を知る	「 <b>1</b> <b>7</b> <b>1</b> 」の後、音声ガイドに従い、 <b>2</b> →家族・知人の自宅電話番号を入れると、伝言が再生されます。

- ・災害時は、家庭の電話より公衆電話からの方が繋がり易くなります。
- ・災害時は電話が混み合いますので、無事を伝えたい気持ちはわかりますが、できるだけ手短かに用件を伝えて電話を切るようにしてください。  
やり取りを行う内容は、「無事か」「どこにいるか」です。  
外出中の家族からは上記に加え、「いつ帰れそうか」の帰宅可否の状況です。

☆スマートフォンやパソコンをお持ちの方で、可能な場合は「WEB171」を使用して連絡した方が、通信方式の関係上、電話の「171」より連絡が取り易いです。

## b) SNS(Twitter、LINEなど)の利用

- ・SNSをお使いの方は、ご自身が無事である旨書き込みください。
- ・Twitterをお使いの方は、ハッシュタグで「#尾山台団地」と入れておくと、後程検索し易くなります。

## c) テレビやラジオなどでの情報入手

- ・可能であれば、テレビやラジオなどで被害状況を把握してください。  
電源を入れたままであれば、次の大きな揺れの際に緊急地震速報が鳴るため、予め身を守ることができます。



### (3)揺れが収まった後～3時間以内……在宅避難の準備

部屋で避難生活を過ごすことができるように、在宅避難の準備を行います。  
停電などの場合でも、動くことが可能な、明るいうちに行います。

#### ①在宅避難の準備

##### a)安全なスペースの確保

- ・ガラスや食器などの割れ物が散乱している場合は掃除します。(ほうきなど必要)
- ・次の揺れに備えて、棚や筆筒などの上に載っている物を下ろします。
- ・自宅内で避難生活を過ごせるようにするため、安全な部屋を1部屋用意します。

☆背の高い棚などが比較的少ない部屋が望ましいです。

予めどの部屋で過ごすか決めておくと、災害時に対応が行いやすくなります。

☆暗闇の中での行動は危険です。特に地震発生時には割れたガラスを踏んでしまう可能性も高くなります。

・明るいうちにガラスなどの破片を片付けておくと共に、安心して過ごすことのできるスペースをつくります。

##### b)防災用品の確保

- ・予め用意しておいた防災用品や食料を、避難生活を過ごす部屋に置いておきます。  
とりあえず、1日分だけ移動し、残りは次の日に移せば十分です。

##### c)水の確保

- ・手元に空のペットボトルがある場合は、水道から水が出るうちに水を入れておきます。  
仮に水が濁っていて飲むのには不安な場合でも、手を洗う用途などには使用できますので、汲んでおいてください。

☆水を汲むのは良いのですが、流し台や風呂場、トイレなどに水を流すことは避けてください。

排水管に損傷があった場合、下の階での水漏れを発生させる場合があります。

#### ②自宅の安全を知らせる

- ・無事な場合は「黄色いハンカチ」を北側の窓の柵に掛けます。  
災害対策本部の巡回を早く行えるようにするため、ご協力をお願いします。

☆無事でない場合は、ハンカチは掛けないでください。

階段委員さんまたは代行の方、災害対策本部から確認に伺います。

- ・階段委員さんまたは他の階段の方が確認に来られた際は、安否状況をお伝えください。

☆予め同じ階段を利用される方の顔が分かるよう、普段から挨拶などを行いましょう。



### ③周辺の確認

- ・お住まいの室内から見える範囲で外を確認します。
- ・近くで火事が発生している場合は、119番で消防に通報してください。  
可能であれば消火にご協力ください。

☆ご自身の安全を第一とし、決して無理をしないでください。

### ④自階段と災害対策本部への協力

- ・階段委員さんならびに前任の階段委員さんは、お住まいの部屋がある階段の各世帯を訪問し、無事かどうかを確認してください。  
訪問の際は、ドアをノックし、中にいる方に伝わりやすいようにしてください。  
また、内側からドアスコープで見るのが可能な位置に立ってください。

☆訪問を受けた際は、ドアスコープで確認後、ドアを開けて階段委員さんに顔を見せてください。不安な場合は、ドアチェーンを掛けた状態でドアを開けてください。

☆確認の際、救出を要する場合は、無理をせず、災害対策本部にご連絡ください。

- ・発災後3時間後を目安に災害対策本部の設置を目指しますので、ご協力頂ける方はみんなのひろばにお越しください。

## (4)発災3時間後以降

発災後、時間の経過と共に、いろいろな事態が発生します。  
臨機応変な対応が求められます。  
災害対策本部からも案内がありますので、ご協力をお願いします。

### ①災害情報の入手

- ・テレビ・ラジオで情報を確認します。
- ・スマートフォンをお使いの方は、SNSなどでも情報を入手可能です。

☆災害対策本部から拡声器などでの案内や、階段委員さんを通じての案内を行います。  
これらの情報にもご注意ください。

### ②団地外への避難

- ・団地の外にお住まいの家族などを頼り、団地の外に移動する場合は、行方不明者として取り扱われることを防ぐため、必ず災害対策本部に移動する旨お伝えください。
- ・団地外からの家族の受け入れの際は、ご自宅に受け入れの場合は災害対策本部に届け出てください。届け出のない場合は、食料などの配付ができません。
- ・団地外からの方が避難所をご利用の場合は、指定避難所(尾山台小学校)をご利用ください。

☆団地内には十分な避難スペースがありません。また災害対策本部の人員も不足しています。

市や社協・消防などが運営する指定避難所(小学校)をご利用くださるようご協力をお願いします。

## 4.1.2 在宅避難での注意

在宅避難時には、電気・ガス・水が使用できないため、以下に注意してお過ごしてください。

☆電気・ガス・水道の復旧時には、災害対策本部またはURから何らかの形でご案内します。自己判断では行わないでください。

### ①排水管の安全が確認されるまでは水は流さない

排水管が損傷している場合、下の階の住居に迷惑を掛ける可能性があります。また、建物内が無事な場合でも、復旧作業中の下水管に水を流すことになるため、使用再開の連絡後に使用するようにしましょう。

#### 止水栓の操作方法



- ・ 止水栓は、玄関を出たところにあるメーターボックス内にあります。
- ・ 断水時は、止水栓および、室内全ての水栓(台所、洗面台、風呂、洗濯機)を閉めてください。
- ・ 水栓からホースなどで水の張っている浴槽などに入れている場合は、必ず外してください。
- ・ 断水後、水栓を開けると異常音が発生することがあります。これは給水管内に空気が入ったために発生するものですので、全ての水栓を開けて空気を抜いてください。

参考: UR都市機構「住まいのしおり(住宅・設備等のご案内)」

☆水を流すことができない間は、次のように対応してください。

- ・トイレ: 簡易トイレを使用
- ・食器類: ラップフィルムを食器に敷いて使用(洗い物を行わずに済むようにする)。

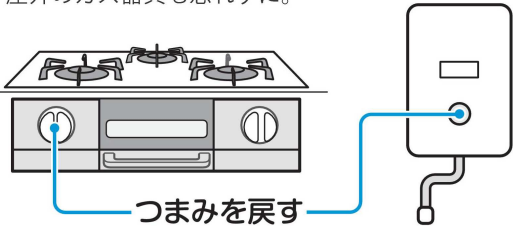
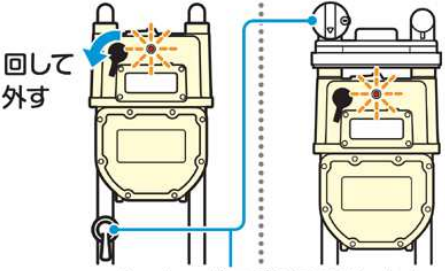
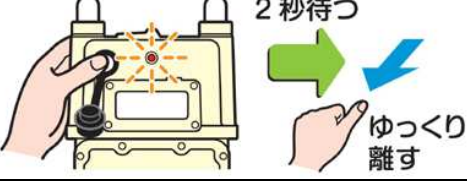
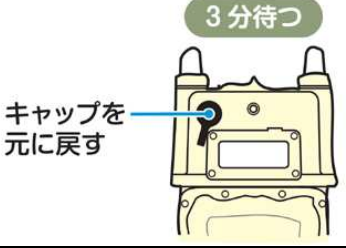
### ②復旧の連絡があるまではガスは使用しない

・ガスが止まっている場合でも、必ず全てのガス機器は消火した状態にしてください。

☆震度5までの状態でガスが停止している場合は、各戸の玄関を出たところにあるガスメーターを操作することで使用可能になります。

この操作を行っても使用不可能な場合は、ガスが使用不可です。

### ガスメーターの復帰方法

<p><b>①すべてのガス器具を止める</b></p> <p>※ 屋外のガス器具も忘れずに。</p>  <p>つまみを戻す</p>	<p><b>②復帰ボタンのキャップを外す</b></p>  <p>回して外す</p> <p>メーターガス栓は開けたまま</p>
<p><b>③復帰ボタンをしっかりと奥まで押し込み、ゆっくり手を離す</b></p> <p>赤いランプが点灯した後、また点滅が始まります。 ※ランプが点かないこともあります。</p>  <p>2秒待つ</p> <p>ゆっくり離す</p>	<p><b>④ガスを使わないで3分待つ</b></p> <p>点滅が消えていたら、ガスが使えます。 消えないときは、もう一度①から。</p>  <p>3分待つ</p> <p>キャップを元に戻す</p>

参考:東京ガス株式会社「ガスメーターの復帰方法」

### ③電気のブレーカーを切る／コンセントを抜く

- ・配線損傷時の火災および電気製品の故障を防ぐため、電気のブレーカーを切り、全てのコンセントから電線を抜きます。

### 電気のブレーカーの操作方法

 <p>(写真はブレーカーの一例)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブレーカーは玄関内あるいは玄関を出たところにあります。</li> <li>・ブレーカーのレバーを下げると、自宅内の電気が全て止まります。</li> <li>・ブレーカーを全て切った後、電気製品のコンセントを全て抜いておきます。電気復旧時に過電流が流れることでの故障を防ぐことができます。</li> <li>・復旧時は電気製品を一度に接続せず、ブレーカーを上げてから、電気機器を1つずつ接続して、電気配線の安全と電気製品の動作を確認します。</li> </ul>
--	--

- ・電池を使用する機器は、こまめに電源をオフにするなどし、必要時に電池切れを起こさないようにしましょう。

☆携帯電話のバッテリーについては、発災の数日後に携帯電話会社が充電器を準備してくれる見込みですが、混み合うことが予想されますので、予めモバイルバッテリーを常備しておくと共に、バッテリーが長持ちするような使い方を心がけましょう。また、充電は譲り合って行いましょう。

#### ④ゴミ

- ・極力生ゴミの発生を避けるようにしましょう。ゴミは自宅のベランダなどに保管しましょう。保管時はダンボールなどにゴミ袋を入れ、鳥害や悪臭などの衛生対策を行ってください。

#### ⑤防犯

- ・災害時は混乱に乗じて犯罪者が増えることがあります。  
不在時は必ず自宅を施錠してください。  
ドアが閉まらない場合は、南京錠やチェーンなどの併用を行ってください。

☆不審者対策のためにも、普段から他の方への挨拶を積極的に行ってください。

☆不審者を見かけた際は、お近くの階段委員さんか災害対策本部にご連絡ください。

#### ⑥団地外への避難

- ・特にお一人暮らしの方で、団地の外にお住まいの家族などを頼ることができる場合は頼ることをお奨めします。
- ・団地の外に移動する場合は、行方不明者として取り扱われることを防ぐため、必ず階段委員さんか災害対策本部に対し移動する旨お伝えください。  
階段委員さんが情報を受けた場合は、災害対策本部にその旨ご連絡ください。

☆発災時、災害対策本部の人員は不足することが想定されています。  
メンバーの負担をできるだけ減らし、救助などの緊急性の高い内容に優先して対応できるように皆さんのご協力をお願いいたします。

### 4.1.3 災害対策本部・団地内避難所について

震度6弱以上の地震が発生した際には、3時間後をめぐりに災害対策本部を設置します。  
災害対策本部から住民の方への情報連絡は、階段委員さんを通じて行われます。

#### ①災害対策本部とのやり取りの流れ

- ・安否確認ならびに災害対策本部からの情報は、階段委員さん(あるいはその代行の方)を通じて行います。  
発災後3時間以内に、階段委員さんあるいは代行の方が来られますので、その際に安否をお伝え頂くとともに、困りごとなどがありましたらお伝えください。
- ・この連絡と併せて、無事な場合は「黄色いハンカチ」を北側の窓に掲げてください。

#### ②避難所の利用

- ・団地は地震でも倒れないこと、また避難所として利用できるスペースが限られているため、災害時は原則としてご自宅にて過ごす「在宅避難」を行います。
- ・ご自宅内の損傷が大きく、継続してご自宅で過ごせない場合は、階段委員さんにご連絡の上、災害対策本部にお越しく下さい。避難所の受付を行います。
- ・団地の外から来られた方は、指定避難所(尾山台小学校)をご利用頂きます。  
また、団地内の避難所が満員の場合も指定避難所をご案内します。

### ③炊き出し

- ・発災当日は炊き出しは行いません。ご自宅の冷蔵庫内の食料などをご利用ください。
- ・発災2日目以降、被災状況や災害対策本部の状況を踏まえて、炊き出しを行うか否かを決定します。決定時は拡声器または階段委員さん経由などでご連絡します。

### ④トイレ(水道使用不可の場合)

- ・水道使用不可の場合は、拡声器や階段委員さん経由で連絡します。  
また、明らかに使用不可と思われる場合も使用しないでください。
- ・水道使用不可の場合は、自治会事務所隣、尾山台幼稚園前に災害対策トイレを設置します。

### ⑤支援物資の配付

- ・階段委員さん経由でご案内します。指定された時間帯にご自身で災害対策本部より指定された場所までお越しください。

### ⑥階段委員ならびに災害対策本部への協力

- ・ご自身ならびに家族の安否の確認ができており、在宅避難の準備ができた上で、ご協力頂ける方は、階段委員さんならびに災害対策本部にご協力をお願いします。

☆災害対策本部では皆様のご協力をお待ちしております。

力仕事が無理な方でも、見守りなどでご協力頂くことができます。

なお、被災および復旧の状況ならびに災害対策本部の体制次第では、ご協力をお申し出頂いた時点でお手伝いをお願いできない場合もあります。その際は改めて災害対策本部にお越しの上ご協力をお申し出ください。

☆災害時には階段委員さんに各戸への連絡をお願いしています。

階段委員さんの負担軽減のため、お住まいの階段の階段委員さんへのご協力をお願いいたします。

### ⑦その他

- ・その他、困ったことや情報がありましたら、階段委員さん経由でご連絡頂くか、災害対策本部にご連絡ください。



## 4.1.4 階段委員さんの役割について

災害時は災害対策本部のメンバーが限られていることが想定されています。住民の生命と安全を守るため、階段委員さんには、ご自宅のある階段の住民のとりまとめをお願いいたします。

### ①実施頂きたいこと

#### a) 安否確認

- ・ご自宅のある階段の住民の方々の安否確認をお願いします。
- ・安否確認は、直接各戸を廻ってご確認ください。
- ・安否確認の結果は、災害対策本部までご連絡ください。
- ・救護が必要な方が居られた場合は、随時災害対策本部までご連絡ください。

#### b) 災害対策本部との情報のやり取り

- ・災害対策本部からの各種連絡について、住民の方々へのご連絡をお願いします。

#### 【連絡内容の例】

- ・炊き出し、救援物資、災害対策トイレなどの支援情報
- ・電気、ガス、水道などの復旧情報
- ・その他

#### c) 救援物資などの荷物運搬(要支援者分のみ)

- ・救援物資などは、住民の方が直接受け取りに来て頂くようお願いしていますが、災害時要支援者などで物を運べない方の分については、運搬をお手伝いください。ご協力が難しい場合は、同じ階段の他の方をお願いして頂くか、対策本部にご相談ください。

### ②実施時に当ってのお願い

#### a) 協力者の確保

- ・災害時は階段委員さんの仕事が多く発生します。お一人で行うには負担が大きくなりますので、前年または前任の階段委員さんあるいは他の方に協力をお願いしてください。

☆毎日活動するのは負担になりますので、階段の中で話し合い、交代しながらご対応頂くことをおすすめします。

☆ご自身の生命と健康が一番です。上記ご対応が難しい場合は、災害対策本部にご相談ください。できる範囲でのご協力をお願いいたします。

## 4.2 災害対策本部の活動

震災発生時の初動を円滑に行うため、予め本部長や各班員の候補となる者を定め、事前に「誰が」、「何の役割を」を担うのか具体的なイメージを持っておきます。

発災時には多くのメンバーが本部に参集できず、また UR や市などもすぐには来られないため、発災時は団地内に残る住民のみでの活動が求められます。

限られたメンバーでより多くの方を助けられるよう、柔軟な対応を心がけてください。

### 4.2.1 災害対策本部・避難所の設置基準

#### (1) 災害対策本部

災害対策本部は、震度 6 弱以上の地震が発生した場合に設置します。それ以下の地震ならびに他の災害・有事に当っては、自主防災会の判断で設置を行うこともあります。

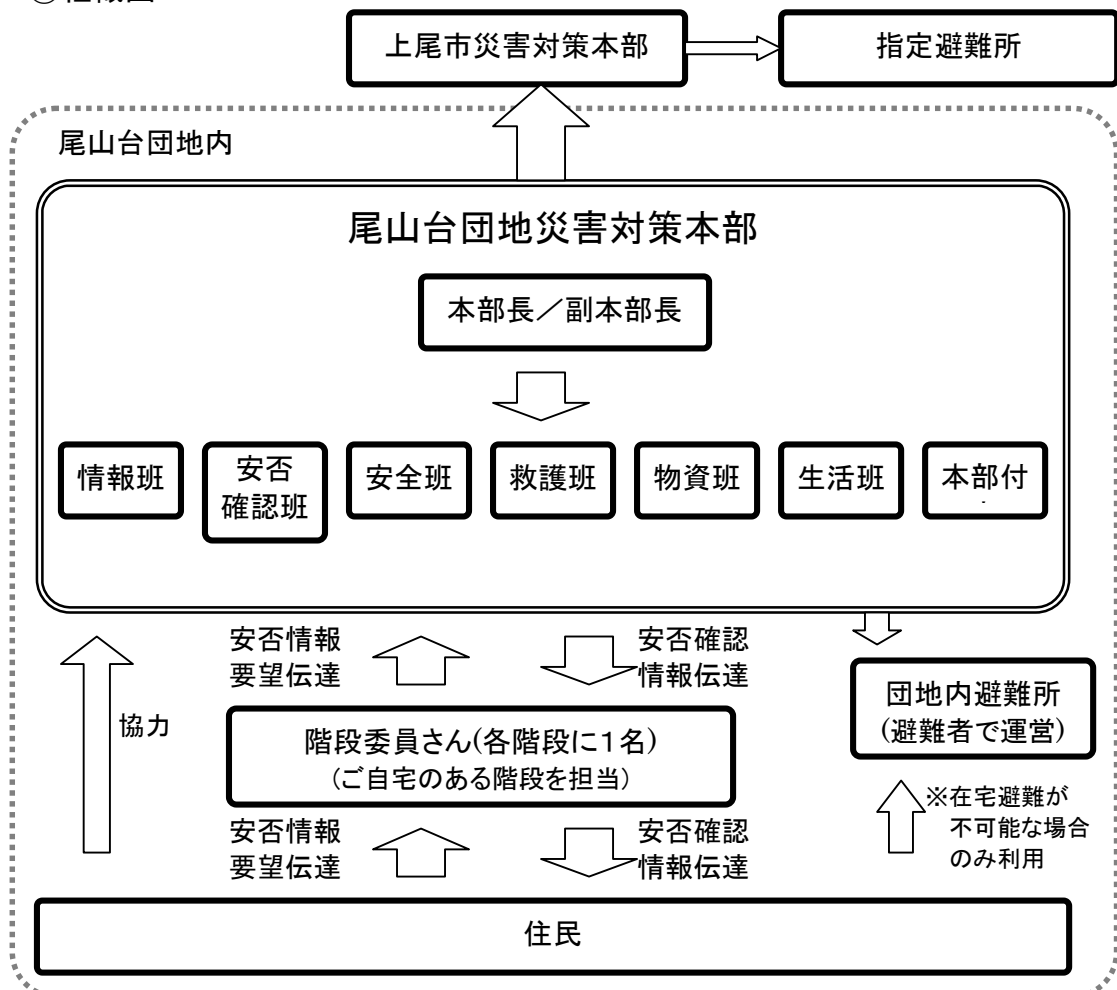
#### (2) 避難所

団地避難所の設置基準は、災害対策本部の設置に準じます。なお、指定避難所は市の判断により設置します。

### 4.2.2 災害対策本部・避難所の組織体制

#### (1) 災害対策本部の体制

##### ① 組織図





## ②各組織の役割

役割	発災時の活動内容
本部長/ 副本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動全体の把握および指示</li> <li>・各班・防災拠点と連携</li> </ul>
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の安否確認取りまとめ、管理</li> <li>・防災情報収集、住民への周知</li> <li>・団地全体の被害情報把握</li> <li>・上尾市、消防署、UR 他関係先との連絡</li> <li>☆PC 使用可能な役員を配置</li> </ul>
安否確認班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の安否確認</li> </ul>
安全班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火活動</li> <li>・建物の安全確認、安全確保</li> <li>・出入口の管理、防犯活動</li> <li>☆体力のある者を入れること。</li> <li>☆防犯巡回は2名以上で行う。保安上女性のみのは避ける。</li> </ul>
救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者及び要配慮者の救出・救護・避難誘導</li> <li>・救護所の開設・運営</li> <li>・医療機関及び避難所への搬送・誘導</li> <li>☆女性を入れることが望ましい。</li> </ul>
物資班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄品及び救援物資等の管理・配布</li> </ul>
生活班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営の協力</li> <li>・ゴミ集積場所の確保・管理</li> <li>☆男女共に含めることが望ましい。</li> </ul>
本部付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外に生じる諸活動への対応</li> </ul>

## (2)災害対策本部と住民への連絡体制

- ・住民の安否確認ならびに災害対策本部からの連絡は、災害対策本部の人員が限られていることから、階段委員さんを通して行います。
- ・階段委員さんは、各階段単位の住民に対し安否確認および災害対策本部との情報交換を行い、災害対策本部はその報告を受けると共に、必要な情報を提供します。
- ・平時と比べ、階段委員の負担が大きくなることから、災害対策本部は階段委員さんの体調などを気遣い、階段内での代行者を立てて頂くなどの配慮を行います。

## (3) 団地内避難所

- ・団地内避難所の運営は、原則として避難所で居住する住民自身で行います。
- ・避難所の運営を行いやすくするため、生活班を中心としたメンバーが支援を行います。

## 4.2.3 災害対策本部の活動

### (1) 震災発生直後～1日目

災害対策本部を構成するメンバーは、発災後3時間以内を目安に本部を設置します。自分自身ならびにその家族の安全を第一とした上で行動します。

発災当日は、住民の安否確認と保護、消火および救護所の開設を最優先にします。住民の食料などについては、住民各自の自宅内の冷蔵庫などに手持ち食料があるので、この時点では炊き出しなどの対応は不要です。

(炊き出しセットの設営には、体力のある方が必要です。住民の安全を優先してください) 限られた人員で多くの方を救うことを最優先としてください。

### 対策本部の設置

- ・設置基準: 震度6弱以上の地震が発生した場合
- ・設置場所: 尾山台みんなのひろば(以下「みんなのひろば」)

#### 1) 対策本部への集合

対策本部は、発災3時間後を目安に設置します。

☆発災直後は、自分自身と家族の保護や安否確認、そして自宅のある階段の安否確認や救護などの緊急事態を優先してください。

災害対策本部は「みんなのひろば」です。

①役員でみんなのひろばの鍵を持つ者が鍵を開けます。

☆みんなのひろばの鍵が無いが自治会事務所の鍵を持つ方(自治会役員など)は、自治会事務所で広場の鍵を預かりみんなのひろばを開けます。

☆この段階では、召集の連絡は行いません。

拡声器での案内を行う余裕が無いこと、高齢の役員でSNSをお使いの方は限られることが理由です。

#### 2) 災害対策本部の設置

##### ①開設準備

みんなのひろばに自主防災会役員や有志が複数名集合した段階で、開設準備を行います。

a)みんなのひろばには机・イス・パソコンなどがありますので、これらはそのまま使用します。

b)ホワイトボードの掲示物を剥がし、安否状況を記載できるようにします。

c)窓などに模造紙を貼ります。この模造紙は、安否状況を記した付箋紙などを貼り付けるために使用します。

##### ②本部の開設

自主防災会役員のうち、連合会会長、1-4 街区会長、5 街区会長、事務局長などの役職者のうち、みんなのひろばにいる者が災害対策本部長、同副本部長を決め、災害対策本部の開設を宣言します。

### ③役割分担の付与

対策本部長または対策本部長が定めた者は、災害対策本部に集結したメンバーに対し、役割を振り分けます。

各班とその役割については 4.2.2 項をご参照ください。

## 本部長・副本部長

### 【班長の指名、班の再編成】

- ・ 班長や班長代理が不在の場合は、在籍者の中から各班長を指名します。
- ・ 各班の集合人数に偏りがある場合は、人数が不足している班への配置換えを行います。
- ・ 対策本部員の絶対数が足りない場合は、在宅の住民に協力を依頼します。

### 【情報の集約・全体の活動の指揮】

- ・ 各班からの情報や報告等により、住民の安否情報や、建物・設備の被害状況といった団地内部の情報、ならびに地域の被害状況や指定避難所の開設状況などの外部の情報を把握し、対策の検討や活動全体の指揮をとります。
- ・ 必要に応じて防災関係機関(警察・消防・市役所など)へ救助、応援要請を行うほか、被害状況を報告します。
- ・ 建物自体に火災が発生している場合、あるいは火災の危険がある場合は、放送等で住民の避難を呼びかけます。

☆本部長は全体の動きを把握するため、対策本部に常駐し、活動指示に徹します。

## 情報班

### 【安否情報他の確認】

- ・ 安否確認班・階段委員さんが行う安否確認の結果を元に、住民の安否情報をまとめます。
- ・ 団地内外からの情報を入手・整理し、本部長・副本部長および各班に必要な情報を提供します。
- ・ 必要に応じて外部への情報発信を行います。

☆ 外部への発信は本部長または副本部長の承認の元で行います。

また、マスコミへの対応は限られた者が行うこととします。

## 安否確認班

### 【安否確認】

各戸の安否確認は階段委員さんが行います。

①団地内を回り、以下の方法で安否確認を行います。

※安全確保のため必ず2人1組で行動します。

- a)建物北側に掲揚されている「黄色いハンカチ」を確認し、無事を示す住戸を確認します。
- b)各階の階段委員またはその代行者に会い、その階の安否状況の報告を受けます。

※階段委員が不在の階の確認は、上記 a)b)終了後に行います。

(階段委員に依頼すること)

a)自分の階の各戸を廻り、安否を確認してください。

b)上記 a)での安否確認結果を、廻ってきた災害対策本部員に報告ください。

☆救助や救護を求めている住戸や、ドアが壊れているなど、避難路の確保ができない住戸を確認した際は、緊急度を判断の上、救護班長を通じて救護班に対応を依頼します。

### 【情報の整理・伝達】

- ・ 「住棟・階段別安否情報シート」(様式 4a)に集められた情報を集約し、「対策本部安否情報シート」(様式 4b)に整理し、情報班長及び本部長・副本部長に報告します。
- ・ 安否情報のほか、救護所の開設や建物・設備の状況などを必要に応じて掲示板や拡声器、または階段委員経由で住民へ伝達します。

## 救護班

### 【閉じ込め者の救出】

※自分自身と家族の身の安全を最優先とします。

- ① 防災倉庫から救助用資器材(バール、ハンマー等)を取り出します。
- ② 救護班長の指示により、救助用資器材を活用し、玄関のドアを開け、救助します。
- ③ 上記方法で開かない場合で、閉じ込められた住民に怪我が無い場合は、バルコニーの仕切り板を壊し、隣の住戸から避難するように指示します。
- ④ 安否不明な要配慮者の住戸で、通常住民がいることが判っている住戸については、発災後1日間(24時間)応答がない場合を目安として、ドアを開けて安否を確認します。階段委員さんやお隣の方などと相談し、必要に応じてより短時間でも対応してください。

### 【負傷者の誘導・応急手当】

※軽症の場合は、手当て後自宅に戻って頂きます。

- ① 軽傷者は、各家庭の救急セットや備蓄物資の医薬品を使用して応急手当を行います。
- ② 重傷者は、救護班長及び本部長・副本部長を通じて、消防署に救助を依頼します。
- ③ 消防署の到着が困難な場合には、安全班の協力を得て、可能な場合には最寄りの診療可能な医療機関や医療救護所・応急救護所へ搬送します。

#### (医療救護所・応急救護所とは)

発災から72時間まで(超急性期まで)にけがをした場合や病気になった場合は、地域内で診療可能な医療機関で診療を行うほか、地域の医療機関が被災した場合には、医療機関等に市が設置する医療救護所でトリアージ(緊急度や重症度に応じて医療優先度を定めること)を実施します。

**尾山台・瓦葺・原市地区は「上尾市医師会上尾看護専門学校」**

そして、重傷者及び中等症者は、災害拠点病院へ移送し、軽症者には応急手当・避難所への誘導を行います。

なお、拠点避難所には、市保健師が応急手当を行う「応急救護所」が設置されます。

**尾山台・瓦葺・原市地区は瓦葺中学校・原市中学校**

### 【救護所の開設】

- ・ 発災直後などで災害対策本部の人員に余裕がない場合は、みんなのひろば内、災害対策本部の一角を救護所として開設します。  
災害対策本部の人員に余裕がある場合は、Eラウンジを救護所として使用します。
- ・ 利用者の情報を「救護所受付名簿」(様式4c)に集約し、名簿を作成します。

### 【負傷者と要配慮者の誘導】

- ・ 救護所の開設後、必要に応じて負傷者、要配慮者を誘導します。
- ・ 移動が困難な場合は、担架等を使用して搬送します。
- ・ 住民の中に医師、看護師、介護経験者等がいる場合は協力を要請します。

### 安全班

①災害対策本部設置後、2人1組で団地内を巡回し、簡単に安全状況などを確認します。

#### a)安全確認

- ・ 出火状況、路面の大きな陥没など、被害が大きい部分に絞り確認します。
- ・ 危険場所を把握した場合は、安全班長及び本部長・副本部長に報告します。  
危険場所には表示をして、立ち入りを制限します。

#### ※チェックポイント

- ・ 建物:外壁や内壁のひび・崩落、ガラスの飛散 など
- ・ 設備:エレベーター、給水管、排水管、貯水槽 など

#### b)初期消火

出火している部屋があれば大声で周囲に知らせ、住民と協力し初期消火を行います。

- ・ 初期消火を行う際は、事前に避難経路を確保します。
- ・ 火が天井まで達したら初期消火は不可能と判断し、消防署へ通報するとともに、住民の避難誘導をします。  
その上で安全班長及び本部長・副本部長へ報告してください。

c)巡回の際、出会う方には挨拶を行ってください。

## (2) 震災発生後2日目～3日目

2日目以降は発災当日と比較し、以下の変化が出てきます。

- ・ 急ぎ救出を要する住民への対応が一段落する。
- ・ 徒歩で帰宅可能な住民が帰宅し始める。
- ・ 団地の外にいる家族が住民を迎えに来る(逆の場合もあります)。

それぞれの活動も徐々に落ち着き、帰宅者等により活動人員が確保しやすいことから、対策本部の態勢を充実させていきます。

**本部長・副本部長**

- ・ 発災初日の活動で疲れている者については、引継ぎを行った上で2日目は休ませます。本人の申告のみに頼らず、周囲のメンバーなどの判断により休ませてください。
- ・ 新たに追加する物資班を含め、有志を募り各班の配置を指示します。
- ・ 救護班は、医療・看護・福祉関係者及びその経験者を優先して選出します。また、女性がメンバーに含まれるようにします。
- ・ 安全班は、身体が丈夫な住民から選出します。もし建築関係の住民がいるのであれば優先して選出します。
- ・ 引き続き、各班からの情報や報告等により、建物内外の状況を把握し、対策の検討や活動全体の指揮を取ります。
- ・ 防災関係機関、地域の町会・自治会・指定避難所と連携した活動を行います。

**情報班****【情報の整理・発信】**

- ・ 防災行政無線や、防災・緊急情報メール、または、近隣の指定避難所などに出向く等、情報収集を行います。
- ・ 建物内外の情報を把握し、掲示板や拡声器、階段委員経由で住民に連絡します。
- ・ 災害対策本部内に SNS(特に Twitter)を使える者がいる場合は、SNS で安否確認の調査を行うと共に、被災状況、災害対策本部からの情報を発信します。

**安否確認班****【各住戸の情報収集】**

- ・ 引き続き階段委員またはその代理の方から、安否確認の報告を受けます。階段委員およびその代理の方がいない階段についてのみ、直接安否確認を行います。
- ・ 安否確認ができず、「連絡依頼書兼安否不明シート」(様式 4d)をドアに貼付けた住戸の不在者から帰宅の連絡を受けた際には、「災害連絡シート」(様式 4e)を渡します。
- ・ 帰宅者の情報は、引き続き「住棟・階段別安否情報シート」(様式 4a)および「対策本部安否情報シート」(様式 4b)に整理し、情報班長及び本部長・副本部長へ報告します。
- ・ 安否情報のほか「災害連絡シート」(様式 4e)等から把握した情報をとりまとめ、必要に応じて情報班長及び本部長・副本部長へ報告します。
- ・ 救護が必要な住戸がある場合には、救護班長を通じて救護班へ活動を依頼します。

☆ 団地内での安否確認が一通り終了した段階で、他担当の支援に廻ります。

**救護班****【救護所の運営】**

- ・ 組織の再編成により、医療・看護・福祉関係者は救護所での活動に従事します。
- ・ 手当完了後の対応(帰宅等)を含め、利用者の状況を「救護所受付名簿」(様式 4c)に記入します。

### 【負傷者の搬送・誘導】

- ・ 引き続き負傷者、要配慮者など救護が必要な方を救護所へ誘導し、必要に応じ指定避難所または、地域の医療救護所や応急救護所へ搬送、誘導を行います。

### 安全班

#### 【団地内の防犯】

- ・ 引き続き団地内の巡回を行います。出会った方には声掛けを行い、必要に応じ災害対策本部または市設置の指定避難所(尾山台小学校)を案内します。
- ・ 不審者がいる場合は、災害対策本部に連絡します。

☆ 不審者に対し、1人では対応しないでください。

#### 【建物・設備の安全確認】

- ・ 巡回時に建物外壁及び設備を確認します。
- ・ UR および管理会社が到着の場合は、必要に応じ現場を案内し、状況を説明します。
- ・ UR および管理会社等にエレベーターの復旧見通し、危険箇所の有無、防止策、復旧が必要な場所、内容等の点検結果のまとめを依頼します。

### 物資班・生活班

#### 【備蓄品の管理・配布】

- ・ 住民の在宅状況を元に、必要な物資を把握します。
- ・ 「物資配布リスト」(様式 4f)を作成し、物資班長及び本部長・副本部長へ報告します。
- ・ 団地内への案内を行い、住民に物資配布場所まで引き取りに来てもらいます。
- ・ 引き取りに来られない場合は、階段委員またはその代理の方からの連絡に基づき、代理の方等に引き渡しを依頼します。住民での引き取りが不可能かつ、階段委員等での代行が不可能な場合は、作業の空き時間に持参します。
- ・ 状況に応じて配布ルールを作り、本部長・副本部長の指示により各住戸に物資を配布し、「住棟・階段別備蓄物資配布リスト」(様式 4g)に配布状況を記入します。
- ・ 備蓄物資の使用状況を管理します。

#### 【飲料水の確保】

- ・ 水は各家庭での用意が原則です。
- ・ 市の給水車が来所の際は、団地全体に案内し、住民が給水できるようにします。
- ・ 給水車来所時には、住民の整理および給水活動の補助を行います。

#### 【救援物資の確保】

- ・ 市設置の指定避難所との連携を円滑にするため、連絡を行います。
- ・ 市や指定避難所と調整を行い、団地内に物資を運搬し、保管・管理・配布します。

#### 【臨時ごみ集積場所】

- ・ ごみは各住戸での保管を徹底します。
- ・ 避難生活が長期化した場合は、各街区の公園部分に臨時ごみ集積場所を設置します。

☆ 不法投棄防止のため、平時の案内は行いません。



### (3) 発災後4日目以降～復旧期

震災発生後2日目～3日目の活動を継続します。

- ・ 避難が長引く場合は、特に高齢住民の健康維持のため、可能であれば自宅から出る機会を設けるようにします。
- ・ 公助の進捗ならびにライフラインの復旧状況に応じてより活動態勢を縮小し、段階的に平常時の態勢に移行していきます。

☆鉄道の復旧と共に企業活動が再開するため、現役世代の協力は鉄道の復旧時点までが目安になります。

活動態勢の縮小は、電気と水道および鉄道の復旧を目安とします。

☆継続して活動可能なメンバーも、発災後からの疲れが出てきていることが想定されます。できるだけ負担を抑えるように心がけてください。

#### 情報班

##### 【情報の管理】

###### ①活動の縮小

以下を目安として、活動縮小を行います。

- ・ 電気の復旧
- ・ 通信回線(携帯電話会社の回線を含む)の復旧
- ・ 水道の復旧
- ・ 鉄道の復旧

###### ②継続して実施する内容

- ・ 安否確認については、全住民の状況が把握できるまで継続します。
- ・ 指定避難所、地域の町会・自治会の情報を把握し、引き続き掲示板や拡声器、SNS等で住民に情報を提供します。

☆SNSでは団地外の方に向けた発信も行うことで、団地住民のご家族・ご友人に対して団地内が安全・安心であることを発信します。

#### 救護班

###### ①活動の縮小

###### a)救護所の閉鎖

以下を目安として、救護所を閉鎖します。

- ・ 重症の負傷者を医療機関・救急施設への引き渡し完了
- ・ 軽症の負傷者の対応が一巡し、本人が在宅での対応が可能になった段階
- ・ 団地内の移動の安全確保

☆救護所の利用者からは、継続して利用したい旨の希望が必ず出てきますが、運営体制の実力と、災害対策本部への協力メンバーの負担を考慮して決定してください。

☆団地内の安全が確認された段階で、負傷者・要配慮者を自宅または医療機関に引き渡し、救護所を閉鎖します。

☆在宅での救護活動を行っている方に対しては、救護班メンバーでの継続可否を確認後、支援継続の必要の有無を本人または家族に確認します。

## 安全班

### ①活動の縮小

- ・ 団地内を移動する者の状況を見て、災害対策本部長が安全と判断した段階で、活動を縮小します。
  - a)被害状況確認
    - ・ 一通りの確認を終えた段階で活動を縮小します。災害対策本部の活動が長引く場合は、班員は他の班の応援に移ります。
    - ・ URまたは管理会社が復旧支援のために到着した段階で、被害状況についての情報を引き継ぎ、その後は防犯活動のみの継続に移行します。
  - b))防犯活動
    - ・ 自治会等と協議のうえ、活動を縮小します。
    - ☆高齢者の健康管理と併せ、歩く活動として継続することを推奨します。

## 物資班・生活班

### 【備蓄品、救援物資の配布】

- ・ 近隣のスーパーなどでの食料入手が可能になった段階で、活動を縮小します。スーパーなどが復旧するか、あるいは救援物資がない状態になった段階で活動を縮小または休止します。
- ・ 食料や日用品が不足している場合は、情報班と連携し、市設置の指定避難所と調整し、救援物資の確保・管理・配布を継続します。

### 【ごみ処理】

- ・ ごみ収集情報の入手後あるいは臨時ごみ集積場所の設置後に、各住戸のごみをごみ集積場所または臨時ごみ集積場所へ運搬するように住民へ指示します。
- ・ ごみ集積のルールの徹底と、臨時ごみ集積場所の管理を継続します。

## 対策本部

### 【対策本部の縮小・解散】

- ・ 各班の活動状況を把握し、縮小・解散を指示し、平常時の態勢へ移行します。
- ・ 対策本部の解散は本部長の決定によります。

決定の根拠としては、

- ・ 復旧状況
- ・ 公助の進捗
- ・ 対策本部メンバーの状況を元にします。

## その他

※災害対策本部の人員・運営に余裕がある場合は、下記の対応ができることが望ましいです。

### 【住民の健康維持】

- ・在宅避難を行う高齢者などに対し、集まる場を設けて出歩く機会を作ります。
- ・雑談を行う場などが確保できる場合は、お茶などを持ち寄って頂き、集まれる場を確保します。
  
- ・小さなお子さんを持つ子ども連れなどが集まれる場を設け、読み聞かせやレクリエーションなどを行います。

☆災害対策本部の人員および食料には余裕がないため、参加者自身でお茶などを持ち寄り、自主的に運営する形にします。

☆可能であれば開催する時間帯を決めておき、随時集まることができるようにします。

## 5. 平時の取り組み

### 5.1 各住戸の事前の取り組み(自助)

大規模な震災が発生した際には、各住戸で様々な被害が発生することが予想されます。震災時にどのような事態が発生するのかを事前に把握し、対策を講じておくことで被害を最小限に抑えることができます。

#### 5.1.1 想定される主な被害

- ・ 家具や電気製品の転倒・落下・移動や、ガラスの飛散
- ・ 調理中の地震による火災の発生
- ・ 電気、水道、ガスなどのライフラインの停止
- ・ 食料、日用品などの不足
- ・ 電話、メールの通信障害

#### 5.1.2 事前の取り組み内容

##### 1)家具や電気製品の転倒・落下・移動やガラスの飛散防止

- ・ タンス、本棚などは L 型金具や、市販の突っ張り式の家具転倒防止器具などでしっかりと固定します。二段重ねの家具は金具などで連結しておきます。
- ・ ガラス部分には、破片が飛び散らないように飛散防止フィルムを貼りつけます。食器棚には棚板に滑り止めシートを敷き、扉が開かないように留め金具を取り付けます。
- ・ 地震発生時に家具が転倒しても被害が生じないように、配置を見直します。
- ・ 部屋の中が散らかった時にも歩けるよう、居室にスニーカーなどの履きなれた靴を用意しておきます。  
☆履き慣れて古くなった靴を残しておく役立ちます。
- ・ 様々な対策方法を組み合わせることで、より大きな効果が期待できます。

##### ☆家具の配置チェックポイント

- ・ ガラスの前に家具を置かない(倒れた際にガラスが割れる)。
- ・ 壁に沿って家具を配置する(離して配置すると倒れやすい)。
- ・ 寝室には背の高い家具を配置しない(就寝中に倒れてくる可能性がある)。
- ・ 避難経路の近くに家具を配置しない(避難経路を塞いでしまう)。

##### 2)調理中の地震による火災の発生防止

- ・ 当団地には、既に UR により各戸に住宅用火災警報器が設置されています。  
(UR・自治会・自主防災会が住宅用火災警報器を訪問して販売することはありません)
- ・ 住宅用火災警報器の多くは電池を使用します。電池が切れると作動しなくなるので、定期的に点検ボタンを押すなど動作確認をします。

☆点検や交換などでUR・自治会などから連絡が入ることがありますので、その際は指示に従ってください。

- ・ ご家庭に消火器を設置してください。特に油を良く使用されるご家庭では必須です。
- ・ 腐食、変形、傷がある消火器の使用は、思わぬ事故の原因になるおそれがあります。一般的に消火器本体は10年、中身の消火剤については5年で交換することが推奨されています。

新しい消火器を購入すると古い消火器を引き取ってもらえる場合もあります。

ホームセンターなどでの購入時に店員にご確認ください。

ご不安な場合は自治会事務所またはUR管理事務所、浦和住まいセンターにご相談ください。

【問合せ先】

尾山台団地 自治会事務所 048-721-3752

UR都市機構 尾山台団地管理サービス事務所 048-721-1726

UR都市機構 浦和住まいセンター 048-711-7150

☆URや自治会、自主防災会が事前の連絡なく各戸を訪問し、消火器を販売することは絶対にありません。くれぐれもご注意ください。

### 3) 電気、水道、ガスなどのライフラインの停止への対応

#### ① 停電への準備

- ・ 通電火災を防ぐため、電気製品は必ず電源を切り、コンセントからプラグを抜きます。いつでも対応できるよう、コンセントの位置を把握しておきます。
- ・ 建物内部の配線損傷によるショートを防ぐため、発災時にはブレーカーも落とします。ブレーカーの位置を事前に確認しておきます。

☆通常は玄関か玄関を出たところにあります。

- ・ 夜間でも安心して過ごせるよう、懐中電灯や電池式のランタンを用意しておきます。
- ・ スマートフォンをお使いの方は、モバイルバッテリーを用意しておきます。2つ以上を持っておき、充電された状態を保っていると安心です。
- ・ 自家用車をお持ちの方は、ガソリンを普段から満タンにしておき、車内にUSB出力ができるアダプタを用意しておきます(100円均一の店舗でも販売されています)。

#### ② 断水への準備

- ・ 1人1日3リットルを目安に飲料水を用意します。
- ・ 排水管等に被害があった場合はトイレが使えなくなります。簡易トイレセットなどを用意しておきます。

### ③ガス供給停止への準備

- ・ 震度5強以上の揺れを感知した場合には、ガスメーターが自動的にガスを止めます。ガス漏れなどの異常がない時には自身で復帰をさせることが可能なので、事前に復帰方法を確認します。
- ・ カセットコンロ、ガスボンベを用意しておきます。ガスボンベは予備を含めた十分な数を用意します。

### ④食料、日用品などの不足への対応

- ・ 大規模な震災などの交通網の寸断などにより物流が止まり、食料品その他が商店から売り切れることが予想されます。
- ・ 発災直後は行政からの支援も届かず、災害対策本部も食料については対応できないと想定しています。支援が開始されるまでの最低3日間は自宅で生活できるように、各家庭で水・食料・生活必需品などを予め用意しておきます。団地内にはこれらの用意(保管)はないので、各家庭での用意が原則です。
- ・ 非常食として販売されているものもありますが、米穀・乾物・インスタント食品・レトルト食品・缶詰などの普段から利用しているものを多少多めに用意し、古いものから使用していく「ローリングストック法」が無駄が無くお奨めです。
- ・ 食料品の他、日用品・薬なども用意しておきます。これら備蓄品の例を次頁に記します。

ご家庭により多少異なりますので、家族で話し合いの上追加してください。

☆備蓄品は手持ちのリュックに入れておき、災害時に取り出せる場所に保管しましょう。

## 【家庭での備蓄品(例)】

項目	品名	必要数
応急 医療品	ガーゼ・包帯・ばんそうこう	
	消毒薬	
	かぜ薬・解熱剤	
	生理用品	
	その他常備薬	
日用品	携帯ラジオ・電池、モバイルバッテリー	
	懐中電灯・電池式ランタン	
	ヘルメット・マスク	
	筆記用具、マジック、テープ	
	洗面用具、歯みがき	
	ティッシュペーパー・トイレトペーパー	
	携帯トイレ	
	眼鏡・コンタクトレンズ	
	新聞紙	
	ごみ袋(透明・白色の両方)	
食品	飲料水(1人1日3リットル以上)	
	缶詰・レトルト食品	
	米穀・乾物・ドライフーズ・インスタント食品	
	菓子類・チョコレート	
	粉ミルク・哺乳瓶(必要な方)	
	アレルギー対応食品(必要な方)	
食事用品	なべ・水筒	
	わりばし・紙コップ・紙皿	
	食品用ラップ	
	缶きり・栓抜き	
燃料関係	カセットコンロ	
	ガスボンベ・固形燃料	
	ろうそく・ライター	
衣類	着替え上下・靴下	
	軍手・タオル	
	雨具	
	携帯カイロ	



#### 4) 発災時の連絡手段の確認

- ・ 発災時は電話やメールが繋がりにくくなることがあります。
- ・ 仕事や学校などで出かけている家族との安否確認のために、事前にお互いの連絡方法や、災害時の行動ルールを話し合っておきます。

(予め家族で話し合っておくこと)

##### a) 起こりうる事態と、その対策方法

- ・ 職場や学校、よく行く場所の位置とそこからの帰宅方法ならびに連絡方法

##### b) 家族同士の連絡方法

- ・ 171 番
- ・ スマートフォンが使用可能な方は、Web171 番や Twitter、LINE などの SNS
- ・ 携帯電話の災害用伝言板サービス  
各携帯電話会社から提供されるサービスです。  
震度 6 弱程度以上の地震などの災害発生時に、携帯電話から安否情報の登録・確認を行うことができます。  
利用方法については、携帯電話会社ごとに異なるため、事前に確認しておきます。

☆171 番、携帯電話の災害用伝言板サービスは、毎月 1 日・15 日、正月 3 が日などに体験利用ができます。予めご家族で体験してみてください。

##### c) 家族が離ればなれで被災した際の集合場所、家族の避難先

- ・ 団地内の場合は、「自宅」「2 街区公園」「3 街区公園」「みんなのひろば」「5 街区広場」などを推奨します。
- ・ 団地外部については、高層ビル街、地下街、駅構内などは立ち入り禁止になる可能性があります。

#### 5) 防災訓練やイベントへの参加

- ・ 団地では、防災訓練を毎年 1 回実施しています。また、防災訓練以外にも、団地や市などで防災に係る行事が実施されますので、ぜひご参加ください。
- ・ 団地や市の主催以外でも、防災関係の展示会などが行われることがあります。これらの展示会では、お子さん連れの家族向けのイベントも行われておりますので、小さなお子さんをお持ちのご家族は是非ご参加ください。

#### 6) 階段や団地内の方々との交流

- ・ 災害時は、同じ階段の方々をはじめ、団地の方々との助け合いを行います。普段から同じ階段の方々とのあいさつなどを行い、顔の見える関係を保ってください。また、団地内の方々との交流を図って頂ければ幸いです。自主防災会の自主防災活動へのご理解とご協力をお願いいたします。

## 5.2 団地全体の事前の取り組み(共助)

### 5.2.1 自主防災会組織の維持

自主防災会の最大の目的は、災害時に災害対策本部の活動を行い、住民の命を守ることです。

そのためには、住民から必要とされる組織であることと共に、住民が自発的に協力してくれる組織作りを行う必要があります。平常時から防災に関して継続的に活動できる態勢作りが大切との観点で、組織の維持を行います。

#### ①組織の維持

##### a)総会・会合

- ・毎年1回、定期的に総会を行います(当団地は4月に実施)。
- ・総会とは別に、必要に応じ役員会を開催し、様々な課題に対応します。
- ・案件により、役員の一部および役員以外のメンバーでチームを作り、活動を行うことも活性化につながります。

##### b)役員人事

- ・必要に応じ、役員の入替えを含めた見直しを行います。  
役員を入れ替えることで、特定のメンバーに負担が集中することが避けられるため、組織を維持しやすくなります。また、役員経験者が増えることで、災害時に対応できる住民の層を増やすと共に、自主防災会や連携する自治会への理解向上にも繋がります。  
ご高齢の方などで役員を退かれた方については、役員ではなく協力員の形でご参加頂くことも検討します。
- ・新入役員が入りやすい風土をつくれます。
- ・自治会などと連携し、人員の交流を図ります。
- ・自主防災会メンバーのスキルをまとめておきます。

#### ②協力メンバーの確保

- ・自主防災組織とは別に、災害時に協力を得るメンバーをリストアップします。  
具体的には以下の通りです。
- a)既存組織の枠内での協力
  - ・階段委員および前任の階段委員……災害時の安否確認を依頼
- b)既存組織の枠外だが、災害時に協力を依頼できるメンバー  
(例)
  - ・防災などに知見があるメンバー
  - ・英語・中国語などの語学力のあるメンバー
  - ・若手メンバー
  - ・高齢などで力仕事は無理だが、見守りなどには協力可能なメンバー

☆協力を依頼できるメンバーの方々について、「スキルマップ」(様式 5a)を作成し、協力者が得意であること、できないことの両方をまとめておきます。

災害時は原則としてその「スキルマップ」(様式 5a)を参照して依頼します。

※スキルマップは個人情報です。得意な内容であってもご本人が公表を希望されないこともあります。厳重に取り扱ってください。

### ③訓練・教育

・防災訓練を年1回行います。

訓練は、防災マニュアルに沿った形で実施し、実効性の検証を併せて行います。

・市役所や消防署、防災士協議会などの講習会等に参加します。

☆救急救命講習は、3年に1度は受講しましょう。

☆自主防災会および協力メンバーに対し啓発を行い、救急救命講習受講者を増やすように進めましょう。

☆防災士講習など、税金を含めた負担を要するものについては、災害時ならびに普段からの防災活動に協力頂ける方を選定してください。

## 5.2.2 防災活動とコミュニティづくり

各家庭の災害に対する備えと併せ、災害時に協力して災害対策本部の活動を行えるよう、自主防災会ならびに防災時に協力を受ける組織との関係の構築・維持が大切です。各種組織および近隣地区を含めた住民との顔の見える関係を構築することが協力につながります。

### 【協力関係を構築する先】

- ・ 自治会、社会福祉協議会(社協)支部・体育協会(体協)支部・栄和会・子ども会、スポーツサークルなどの地区内の各組織
- ・ 警察・消防・市役所・学校・病院・医院・幼稚園などの公共機関・施設
- ・ 葺きの里・グループホームみんなの家などの高齢者福祉施設
- ・ 塾、スーパーマーケット、商店、コンビニエンスストアなどの近隣商業施設
- ・ その他、団地内ならびに近隣住民

### 【実施事項】

- ・ 各関係先との話し合う場を設置
- ・ 行事などで関係先を巻き込み
- ・ 日頃からの声かけやあいさつ

### 5.2.3 住民および災害時要配慮者の把握

災害時に備え、予め住民および災害時要配慮者を把握しておきます。

#### ①住民名簿の管理

- ・ 住民名簿については、自治会と連携して行います。  
(自主防災会単独での作成は行いません)
- ・ 居住実態のある住民の名簿を作成することが重要です。
- ・ 運用のルールを決め、名簿は定期的に更新します。

☆ 名簿は個人情報です。取り扱いには十分注意を払います。

#### ②災害時要配慮者の把握と支援

- ・ 住民名簿とは別に、高齢者や障害者などの避難時や、避難生活を送る上で手助けが必要な方に関しては、別途把握を行います。
- ・ 災害時の支援態勢を整備するとともに、名簿は定期的に調査を行い、更新します。
- ・ 自治会と連携し、災害時に支援を希望する方は、自ら(あるいは代行者より)自治会に申し出て頂き、そのデータを管理するようにします。

☆ 住民名簿と同様に、名簿の取り扱いには十分注意を払います。

#### ③避難行動要支援者名簿

- ・ 災害対策基本法第49条の10に基づき、市町村が作成する避難行動に支援が必要な方の名簿です。
- ・ 自主防災会からの申請に基づき、平時から自分の情報を外部に提供することに同意した方の分だけ、市から名簿を受け取ります。  
(なお、全対象者の名簿については、災害時に限り、市役所・支所・出張所・消防署(分署含む)で受け取ることができます。)

☆上記名簿と同様に、個人情報の取り扱いには十分注意を払います。

## 5.2.4 団地内施設・設備の整備・点検

①団地内の施設及び設備の備蓄ならびに利用方法を確認します。

いつ災害が起きても、それらが十分機能するように点検を実施します。

保有する設備・備蓄については「設備・備蓄一覧表」(様式 5b)に記載し、それを元に定期的に「設備・備品確認記録」(様式 5c)に記録します。

### 【整備・点検事項】

- ・ 防災施設の状況
- ・ 共用施設の利用方法
- ・ 各設備の点検
- ・ 防災に関する設備の点検・利用方法
- ・ 備蓄物資の確保と管理

②UR および管理会社との連携

UR および管理会社と連携し、住棟・団地設備の整備・点検情報を共有します。

### 【整備・点検事項】

- ・ 建物の耐震性能
- ・ 管理会社の態勢
- ・ 施設の状況
- ・ 共用施設の利用方法
- ・ 各設備の点検
- ・ 防災に関する設備の点検・利用方法

## 書式

本マニュアルに記載の以下の書式について、別紙および電子データで用意しています。

### (1)発災時

#### ①災害対策本部(安否確認)

「住棟・階段別安否情報シート」(様式 4a)

「対策本部安否情報シート」(様式 4b)

#### ②救護所

「救護所受付名簿」(様式 4c)

#### ③階段委員さんと住民との連絡

「連絡依頼書兼安否不明シート」(様式 4d) ※

「災害連絡シート」(様式 4e) ※

※階段委員さんに事前配付

#### ④物資配布

「物資配布リスト」(様式 4f)

「住棟・階段別備蓄物資配布リスト」(様式 4g)

### (2)事前の取り組み

#### ①自主防災会組織の維持

「スキルマップ」(様式 5a)

#### ②団地内施設・設備の整備・点検

「設備・備蓄一覧表」(様式 5b)

「設備・備品確認記録」(様式 5c)

なお、発災時には必要な書類が揃わない場合もあります。

その際はこれらの書式にこだわらず、手元にあるもので必要な連絡を行ってください。

## 参考文献

- ・ マンション防災マニュアル策定の手引き 東京都板橋区 危機管理室 2015.3 発行
- ・ 大切な家族を守るためのマンション防災ガイド 日本総合住生活(JS) 2017 発行
- ・ 自主防災組織の手引 ―コミュニティと安心・安全なまちづくり 消防庁 2017.3 発行

2020年1月 第1版 発行

尾山台団地 自主防災会

